

JIS

電気機械器具の外郭による 人体及び内部機器の保護— 検査プローブ

JIS C 0922 : 2002

(IEC 61032 : 1997)

(2007 確認)

(2008 確認)

平成 14 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学大学院
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1委員 (株式会社東芝電力システム社電力・産業システム技術開発センター)
	香 川 利 春	東京工業大学精密工学研究所
	片 岡 正 夫	社団法人日本電機工業会(株式会社東芝家電機器社経営管理センター)
	川 越 康 宣	電気事業連合会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS委員
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	佐 野 真理子	主婦連合会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	高 久 清	独立行政法人産業技術総合研究所
	高 山 芳 郎	社団法人日本電線工業会
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会(株式会社東芝ディスプレイ・部品材料社バッテリーエナ ジー事業部)
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	菱 木 純 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会(東芝ライテック株式会社住宅機器事業部)
	村 上 陽 一	社団法人日本電機工業会
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業会議
	弓 削 洋 二	社団法人日本電球工業会(ハリソン東芝ライティング株式会社)
	横 田 倫 子	消費科学連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14. 3. 20

官 報 公 示：平成 14. 3. 20

原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 杉浦 賢)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞
が関 1 丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付
され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業省大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、IEC 61032 : 1997 Protection of persons and equipment by enclosures—Probes for verificationを基礎として用いた。

JIS C 0922には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 機器及び試験結果に対する検査プローブの公差の影響

附属書 B (参考) 将来のプローブの公差に対する基準

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 一般	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
4. 検査プローブの分類	2
5. 検査プローブの一覧表	3
6. 検査プローブ	5
7. 検査プローブの設計上考慮すべき特性	14
附属書 A (参考) 機器及び試験結果に対する検査プローブの公差の影響.....	15
附属書 B (参考) 将来のプローブの公差に対する基準.....	20
解説.....	21

電気機械器具の外郭による
人体及び内部機器の保護—
検査プローブ

C 0922 : 2002
(IEC 61032 : 1997)

Protection of persons and equipment by enclosures for electrical apparatus—
Probes for verification

序文 この規格は、1997年に第2版として発行されたIEC 61032, Protection of persons and equipment by enclosures—Probes for verificationを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

1. 一般

1.1 適用範囲及び目的 この規格は、電気機械器具の次に関する外郭(enclosure)による保護を検証するための、検査プローブの詳細及び寸法について規定する。

— 外郭内部の危険な箇所への接近に対する人体の保護。

— 外部から侵入する固形物に対する外郭内部の機器の保護。

この規格の目的は、次のとおりである。

— 他の規格に規定されている固形物プローブ及び近接プローブを、必要な新しいプローブとともに一つの規格にまとめる。

— 製品規格を作成する者に対して、検査プローブの選択の指針を与える。

— プローブの詳細及び寸法を変更するより、この規格で既に規定されているものに準拠して、製品規格に検査プローブを規定するよう推奨する。

— 検査プローブの種類の増加を抑える。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応する程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)、NEQ(同等でない)とする。

IEC 61032 : 1997 Protection of persons and equipment by enclosures—Probes for verification (IDT)

1.2 一般的な推奨事項 プローブを選択する場合、IPコードプローブを優先することが望ましい。

IPコードプローブ以外のプローブの使用、特に、この規格に規定しないプローブの使用は、IPコードプローブの使用が、何らかの理由で実用的ではない場合に、限定するべきである。

備考 ある特定の目的に対する検査プローブの選択は、個々の委員会において判断する。

プローブの適用、試験条件、許容条件及びつじつまが合わない試験結果の処置は、個々の委員会において検討する。

参考 JIS C 0920に適合する検査プローブで検査した証明書は、有効性を保持すべきである。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。